

# デジタル社会の実現に向けた重点計画に基づく警察庁中長期計画

## 1. 基本事項

### (1) 目的

本計画は「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定。以下「重点計画」という。）に基づき、重点計画に掲げる取組の実現を図るとともに、警察業務をデジタル社会に対応させることを通じて警察活動の効率化・高度化を実現することを目的として策定する。

### (2) 現状と課題

警察庁においては、警察庁が所掌する業務に必要な各種の情報システムを整備・運用しているところ、当該業務が適切かつ効果的に行われるよう、必要な情報システムの見直し・改善を行う必要がある。

特に、警察情報管理システムについては、警察庁及び都道府県警察が個別にシステム整備を行っており、業務間及び都道府県警察間におけるデータ標準化が不十分である、同じ仕組みを複数構築運用することにより整備・維持に係るコストが高止まりしているなどの課題があり、合理化・高度化を行う必要がある。

また、各都道府県警察における業務がデジタル社会に対応していくよう必要な調整等を行い、警察業務に関する行政手続については、警察活動の円滑な遂行に留意しつつ、国民が利用しやすいものとなるよう改革等を推進する必要がある。

### (3) 計画目標

#### ○ 目標・状態

警察庁及び都道府県警察が活用する共通基盤に、警察情報管理システムを順次移行する。これによって、データ利活用による第一線警察活動の迅速化や警察情報管理システムの整備・維持に係るコストの大幅な削減を実施することを目標とする。

#### ○ K P I

共通基盤へのシステムの移行進捗。

## 2. デジタル社会の実現に向けた主な取組事項

### (1) デジタル庁が整備する共通機能の活用の徹底

各情報システムについて、品質・コスト・スピードを兼ね備えた行政サービスに向けて、デジタル庁が検討しているアーキテクチャに基づき、整備されるガバメント・クラウド、ガバメントソリューションサービス、ベースレジストリ等の共通機能の活用を徹底する。

このうち、特にガバメント・クラウドへの移行に当たっては、単なるクラウド移行ではなく、ガバメント・クラウド移行に併せて、サービスデザインの観点を踏まえた徹底した

業務改革（BPR）を行うとともに、システムのモダン化・クラウドネイティブ化、ガバメント・クラウド上の共通機能の活用を徹底することにより、運用等経費及び改修経費の3割削減によるシステム経費の最適化を図るとともに、利用者にとって利便性の高いシステムへ刷新する。

また、ガバメントソリューションサービスへの移行を検討するなど、デジタル庁と連携して利便性とセキュリティ両面を確保したネットワークの実現に向けた取組を進める。

このため、PMOに各情報システムのクラウド移行等に係る支援体制を整備するとともに、優先的に取り組むべきシステムを定め、ガバメント・クラウドやガバメントソリューションサービス移行に当たって、集中的にBPR・システムのモダン化等のシステム刷新を行う。これらの取組は、適時・適切にプロジェクト計画書に反映し、PMOにおいて実施状況を監理する。

## (2) 実現に向けたプロセスの整備及び推進体制の強化

本計画の取組を確実に実施するため、各情報システムにおいてプロジェクト計画書の作成を徹底するとともに、関係部局と連携しつつPMOにおいて同計画書に基づくプロジェクト監理を実施する。

また、デジタル庁と連携しながらデジタル人材の確保・育成に取り組み、PMO・PJMOの推進体制の強化を図る。

## (3) デジタル原則に照らした規制の一括見直しに係るシステム整備

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定）に基づき、以下の規制について、システム整備を通じてデジタル化を促進する。

### 1. 猟銃若しくは空気銃を所持する者に対する講習

#### ○法令・条項

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3

#### ○概要

猟銃若しくは空気銃の所持の許可を受けようとする者又は許可の更新を受けようとする者を受講者として、猟銃及び空気銃の所持に関する法令及び使用、保管等の取扱いに関し必要な知識を修得させるために、都道府県公安委員会が講習会を開催するもの。

### 2. クロスボウを所持する者に対する講習

#### ○法令・条項

銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3の2

#### ○概要

クロスボウの所持の許可を受けようとする者又は許可の更新を受けようとする者を受

講者として、クロスボウの所持に関する法令及び使用、保管等の取扱いに関し必要な知識を修得させるために、都道府県公安委員会が講習会を開催するもの。

### 3. 年少射撃資格者に対する講習会

#### ○法令・条項

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の14第1項

#### ○概要

年少射撃資格の認定を受けようとする者を受講者として、空気銃の所持に関する法令及び空気銃の使用の方法に関し必要な知識を修得させるために、都道府県公安委員会が講習会を開催するもの。

### 4. 指定自動車教習所職員講習（技能検定員）

### 5. 指定自動車教習所職員講習（教習指導員）

#### ○法令・条項

道路交通法第99条の4

#### ○概要

教習生の指導等に当たる指定自動車教習所の職員の資質を向上させ、指定自動車教習所の教習及び技能検定の水準を維持向上させることにより、運転者の資質の向上を図るためのもの。

### 6. 免許証の更新時講習（優良）

#### ○法令・条項

道路交通法第101条の3第1項

#### ○概要

免許証の更新時に、定期的に教育を行うことにより、安全な運転に必要な知識を補い、安全意識を高めるもの。

### 7. 安全運転管理者等に対する講習

#### ○法令・条項

道路交通法第108条の2第1項第1号

#### ○概要

同号及び道路交通法施行規則第38条第1項第1号の規定により、自動車及び道路の交通に関する法令の知識その他自動車の安全な運転に必要な知識、安全運転管理に必要な知識及び技能等に関して、安全運転管理者等に対し原則として年1回実施するもの。

講習の時間については以下のとおり（道路交通法施行規則第38条第1項第3号）。

- ・ 安全運転管理者：6時間以上10時間以下

- ・ 副安全運転管理者：4時間以上8時間以下

#### 8. 警備員指導教育責任者に対する講習

##### ○法令・条項

警備業法（昭和47年法律第117号）第22条第2項第1号、警備業法第22条第8項

##### ○概要

警備員の指導及び教育に関する業務について、都道府県公安委員会が講習を行うもの。また、警備業者は、警備員指導教育責任者に選任した者を受講者として、警備員の指導及び教育に関する講習を受けさせなければならないとされている。

#### 9. 機械警備業務管理者に対する講習

##### ○法令・条項

警備業法第42条第2項第1号

##### ○概要

機械警備業務の管理に関する業務について、都道府県公安委員会が講習を行うもの。

#### 10. 責任者講習

##### ○法令・条項

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第14条第2項

##### ○概要

各事業所の不当要求防止責任者に対し、暴力団等からの不当要求による被害を防止するために必要な対応要領等についての講習を行っているもの。

責任者講習の種別は、定期講習、選任時講習及び臨時講習であり、定期講習は全ての責任者を対象におおむね3年ごとに1回、選任時講習は新たに選任された責任者を対象に当該選任された日からおおむね1年以内に1回、臨時講習は不当要求による被害を防止するため責任者講習を行う必要がある特別の事情がある場合に当該事情に係る責任者を対象にその必要の都度、それぞれ行う。

#### 11. 管理者講習

##### ○法令・条項

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第24条第6項

##### ○概要

都道府県公安委員会は、管理者の業務を適正に実施させるため必要があると認めるときは、管理者に対する講習を行うことができるとされているもの。また、同条第7項において、風俗営業者は、都道府県公安委員会からその選任に係る管理者について前項の講習を

行う旨の通知を受けたときは、当該管理者に講習を受けさせなければならないとされている。

なお、見直しに当たっては、

- ①BPRにより、新規のシステム整備を行わずに、規制の見直しができないか。
- ②既存のシステムを活用して、規制の見直しができないか。
- ③一つの共通システムにより、複数の規制の見直しができないか。

といった視点を踏まえ、デジタル庁（デジタル臨時行政調査会事務局）と調整を行い、上記の見直しの方針を「一括見直しプラン」に基づく各見直し工程表に記載し、これに沿って見直しを実施する。

#### (4) マイナンバーカードと運転免許証の一体化の推進に係るシステム整備

##### ア 現状・課題

運転免許証は国民に広く普及しており、運転免許関係手続については、より一層国民の利便性向上や負担軽減が求められているところ、例えば、住所変更等の際、市区町村の窓口で手続を行った後、警察署等に別途届け出る必要があるなど、国民に一定の負担が生じていた。

##### イ 計画目標

令和6年度（2024年度）末までに、各都道府県警察が個別に整備しているシステムを、警察庁が整備する共通基盤上に集約するとともに、所要の改修を行うことにより、マイナンバーカードとの一体化を実現する。

これにより、住所変更手続のワンストップ化、居住地外での迅速な運転免許証の更新及び優良運転者のオンラインによる更新時講習受講を可能とする。

#### (5) 行政手続のオンライン化実施に係るシステム整備

##### ア 現状・課題

警察における行政手続のオンライン化は、これまで各都道府県警察において取り組んできたが、警察庁では、定型的な道路使用許可の申請等を始めとする一部の手続について、メールによる簡易な方法で申請等の手続ができるよう、試行的なウェブサイトとして「警察行政手続サイト」を構築しており、令和3年（2021年）6月から運用を開始した。さらに、令和4年（2022年）1月にも対象手続を追加しており、引き続き対象手続の増強を図っていくこととしている。

また、警察庁では、今後より多くの手続をオンラインで行うことができる行政手続オンライン化のシステムを別途構築するための検討を進めており、このシステムが利用者にとってより利便性が高いものとなるよう、各手続で現在求められている添付書類の合理化等の手続自体の見直しやマイナンバーカード等を用いた本人確認、手数料のオンライン納付についても検討を進めている。

## イ 計画目標

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年（2022年）6月7日閣議決定）に基づき、性質上オンライン化できない手続以外の手続のオンライン化率100%を目指す。

### (6) 刑事手続のIT化に係るシステム整備

#### ア 現状・課題

刑事手続においては、紙媒体で各種書類が作成・管理され、各種手続の遂行に当たっては、紙媒体の書類によるやり取りが求められるなどしている。そのため、例えば、令状の請求・執行に、書類や人の長距離の移動が必要となることがあり、迅速で効果的な捜査活動の遂行の支障となっている。

## イ 計画目標

関係省庁等と連携を図り、情報通信技術を活用し、刑事手続に係る書類を電子データとして作成・管理し、オンラインで発受し、手続を非対面・遠隔で実施できるようにする。これにより、円滑・迅速に各種手続を遂行することが可能となる。

刑事手続における情報通信技術の活用については、令和5年度に必要な法案を国会に提出することを視野に入れて、法制化に向けた具体的な検討を進めることとされているところ、警察庁においては、刑事手続における情報通信技術の活用に必要な不可欠となるシステム構築を含めたデジタル基盤の整備に向けた取組を推進し、令和8年度中に、新たなシステムを利用した活用施策を一部開始することを目指す。